

大気汚染防止法による アスベスト規制の概要について

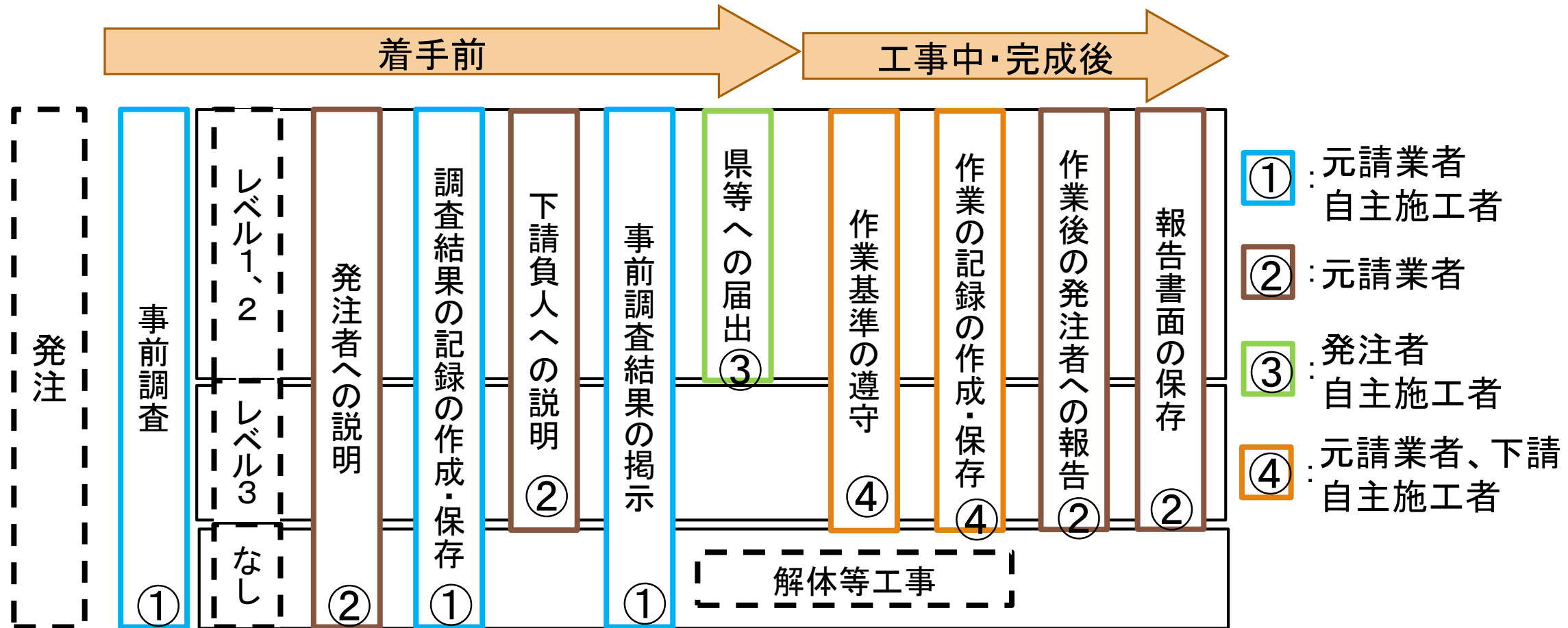
三重県 環境生活部 大気・水環境課

次第

- 1 大気汚染防止法の改正について
- 2 事前調査結果の報告義務化について
- 3 その他

解体等工事に係る規制の概要

～着手から完成まで～



1 大気汚染防止法の改正について

令和2年6月に大気汚染防止法
(以下、「大防法」という。)が改正



大防法に基づく
アスベスト規制が**強化**

◆大気汚染防止法の一部を改正する法律が令和2年6月5日に公布され、一部の規定を除き、令和3(2021)年4月から施行されます。

規制対象建材を拡大

- ✓ 石綿含有成形板等の不適切な除去により石綿が飛散した事例がみられたことから、全ての石綿含有建材に規制対象を拡大^{※1}します。
- ✓ 石綿含有仕上塗材の除去作業には、独自の作業基準を設けます。

罰則の強化・対象拡大

- ✓ 隔離等をせずに吹付け石綿等の除去等作業を行った場合は直接罰が適用されます。
- ✓ 下請負人にも作業基準遵守義務が適用されます。
- ✓ 都道府県等による立入検査の対象を拡大します。

事前調査の信頼性の確保

- ✓ 事前調査の方法を法定化します。(書面調査、目視調査及び分析調査)
- ✓ 「必要な知識を有する者^{※2}」による事前調査の実施を義務付けます。(施行:令和5年10月~)
- ✓ 一定規模以上の建築物等について、石綿含有建材の有無にかかわらず、元請業者等^{※3}が事前調査結果を都道府県等^{※4}へ報告することを義務付けます。(施行:令和4年4月~)
- ✓ 事前調査に関する記録を作成し、一定期間保存^{※5}することを義務付けます。

作業記録の作成・保存

- ✓ 必要な知識を有する者^{※6}による取り残しの有無等の確認を義務付けます。
- ✓ 作業記録の作成・保存^{※7}を義務付けます。
- ✓ 作業結果の発注者への報告を義務付けます。

※1 新たに規制対象となる石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材に係る工事については作業実施の届出の対象から除外。
※2 建築物石綿含有建材調査者又は法施行前に日本アスベスト調査診断協会に登録されている者
※3 元請業者または自主施工者
※4 都道府県、大気汚染防止法の政令市など。
※5 解体等工事終了後3年間保存
※6 石綿作業主任者、※2の事前調査の必要な知見を有する者
※7 解体等工事終了後3年間保存

1 大気汚染防止法の改正について

規制対象建材を拡大



石綿含有建材※を規制対象と規定し、作業基準（湿潤化等）の遵守が必要

※重量当たり0.1%の石綿を含有する建材

いわゆるレベル3も
規制の対象に

◆大気汚染防止法の一部を改正する法律が令和2年6月5日に公布され、一部の規定を除き、令和3(2021)年4月から施行されます。

規制対象建材を拡大

- ✓ 石綿含有成形板等の不適切な除去により石綿が飛散した事例がみられたことから、全ての石綿含有建材に規制対象を拡大^{※1}します。
- ✓ 石綿含有仕上塗材の除去作業には、独自の作業基準を設けます。

罰則の強化・対象拡大

- ✓ 隔離等をせずに吹付け石綿等の除去等作業を行った場合は直接罰が適用されます。
- ✓ 下請負人にも作業基準遵守義務が適用されます。
- ✓ 都道府県等による立入検査の対象を拡大します。

事前調査の信頼性の確保

- ✓ 事前調査の方法を法定化します。（書面調査、目視調査及び分析調査）
- ✓ 「必要な知識を有する者^{※2}」による事前調査の実施を義務付けます。（施行：令和5年10月～）
- ✓ 一定規模以上の建築物等について、石綿含有建材の有無にかかわらず、元請業者等^{※3}が事前調査結果を都道府県等^{※4}へ報告することを義務付けます。（施行：令和4年4月～）
- ✓ 事前調査に関する記録を作成し、一定期間保存^{※5}することを義務付けます。

作業記録の作成・保存

- ✓ 必要な知識を有する者^{※6}による取り残しの有無等の確認を義務付けます。
- ✓ 作業記録の作成・保存^{※7}を義務付けます。
- ✓ 作業結果の発注者への報告を義務付けます。

※1 新たに規制対象となる石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材に係る工事については作業実施の届出の対象から除外。
※2 建築物石綿含有建材調査者又は法施行前に日本アスベスト調査診断協会に登録されている者
※3 元請業者または自主施工者
※4 都道府県、大気汚染防止法の政令市など。
※5 解体等工事終了後3年間保存
※6 石綿作業主任者、※2の事前調査の必要な知見を有する者
※7 解体等工事終了後3年間保存

1 大気汚染防止法の改正について

罰則の強化・対象を拡大

元請業者に加え、下請負人にも適用

① 除去等の方法の義務違反

→ 3月以下の懲役又は30万円以下の罰金

② 作業基準適合命令違反

→ 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

◆大気汚染防止法の一部を改正する法律が令和2年6月5日に公布され、一部の規定を除き、令和3(2021)年4月から施行されます。

規制対象建材を拡大

- ✓ 石綿含有成形板等の不適切な除去により石綿が飛散した事例がみられたことから、全ての石綿含有建材に規制対象を拡大^{※1}します。
- ✓ 石綿含有仕上塗材の除去作業には、独自の作業基準を設けます。

罰則の強化・対象拡大

- ✓ 隔離等をせずに吹付け石綿等の除去等作業を行った場合は直接罰が適用されます。
- ✓ 下請負人にも作業基準遵守義務が適用されます。
- ✓ 都道府県等による立入検査の対象を拡大します。

事前調査の信頼性の確保

- ✓ 事前調査の方法を法定化します。(書面調査、目視調査及び分析調査)
- ✓ 「必要な知識を有する者^{※2}」による事前調査の実施を義務付けます。(施行:令和5年10月~)
- ✓ 一定規模以上の建築物等について、石綿含有建材の有無にかかわらず、元請業者等^{※3}が事前調査結果を都道府県等^{※4}へ報告することを義務付けます。(施行:令和4年4月~)
- ✓ 事前調査に関する記録を作成し、一定期間保存^{※5}することを義務付けます。

作業記録の作成・保存

- ✓ 必要な知識を有する者^{※6}による取り残しの有無等の確認を義務付けます。
- ✓ 作業記録の作成・保存^{※7}を義務付けます。
- ✓ 作業結果の発注者への報告を義務付けます。

※1 新たに規制対象となる石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材に係る工事については作業実施の届出の対象から除外。
※2 建築物石綿含有建材調査者又は法施行前に日本アスベスト調査診断協会に登録されている者
※3 元請事業者または自主施工者
※4 都道府県、大気汚染防止法の政令市など。
※5 解体等工事終了後3年間保存
※6 石綿作業主任者、※2の事前調査の必要な知見を有する者
※7 解体等工事終了後3年間保存

1 大気汚染防止法の改正について

事前調査の信頼性の確保

元請業者等

- 事前調査の法定化
- 調査結果の報告
(令和4年4月1日～)
- 調査者等※による調査の義務化
(令和5年10月1日～)

※必要な知識を有する者(一般建築物石綿含有建材調査者等)
→後ほどお話しします。

◆大気汚染防止法の一部を改正する法律が令和2年6月5日に公布され、一部の規定を除き、令和3(2021)年4月から施行されます。

規制対象建材を拡大

- ✓ 石綿含有成形板等の不適切な除去により石綿が飛散した事例がみられたことから、全ての石綿含有建材に規制対象を拡大^{※1}します。
- ✓ 石綿含有仕上塗材の除去作業には、独自の作業基準を設けます。

罰則の強化・対象拡大

- ✓ 隔離等をせずに吹付け石綿等の除去等作業を行った場合は直接罰が適用されます。
- ✓ 下請負人にも作業基準遵守義務が適用されます。
- ✓ 都道府県等による立入検査の対象を拡大します。

事前調査の信頼性の確保

- ✓ 事前調査の方法を法定化します。(書面調査、目視調査及び分析調査)
- ✓ 「必要な知識を有する者^{※2}」による事前調査の実施を義務付けます。(施行:令和5年10月～)
- ✓ 一定規模以上の建築物等について、石綿含有建材の有無にかかわらず、元請業者等^{※3}が事前調査結果を都道府県等^{※4}へ報告することを義務付けます。(施行:令和4年4月～)
- ✓ 事前調査に関する記録を作成し、一定期間保存^{※5}することを義務付けます。

作業記録の作成・保存

- ✓ 必要な知識を有する者^{※6}による取り残しの有無等の確認を義務付けます。
- ✓ 作業記録の作成・保存^{※7}を義務付けます。
- ✓ 作業結果の発注者への報告を義務付けます。

※1 新たに規制対象となる石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材に係る工事については作業実施の届出の対象から除外。

※2 建築物石綿含有建材調査者又は法施行前に日本アスベスト調査診断協会に登録されている者

※3 元請業者または自主施工者

※4 都道府県、大気汚染防止法の政令市など。

※5 解体等工事終了後3年間保存

※6 石綿作業主任者、※2の事前調査の必要な知見を有する者

※7 解体等工事終了後3年間保存

1 大気汚染防止法の改正について

作業記録の作成・保存

元請業者等

作業中の飛散防止措置の記録・保存

↓
作業終了後、発注者に結果を報告

↓
作業記録等を保存

◆大気汚染防止法の一部を改正する法律が令和2年6月5日に公布され、一部の規定を除き、令和3(2021)年4月から施行されます。

規制対象建材を拡大

- ✓ 石綿含有成形板等の不適切な除去により石綿が飛散した事例がみられたことから、全ての石綿含有建材に規制対象を拡大^{※1}します。
- ✓ 石綿含有仕上塗材の除去作業には、独自の作業基準を設けます。

罰則の強化・対象拡大

- ✓ 隔離等をせずに吹付け石綿等の除去等作業を行った場合は直接罰が適用されます。
- ✓ 下請負人にも作業基準遵守義務が適用されます。
- ✓ 都道府県等による立入検査の対象を拡大します。

事前調査の信頼性の確保

- ✓ 事前調査の方法を法定化します。(書面調査、目視調査及び分析調査)
- ✓ 「必要な知識を有する者^{※2}」による事前調査の実施を義務付けます。(施行:令和5年10月~)
- ✓ 一定規模以上の建築物等について、石綿含有建材の有無にかかわらず、元請業者等^{※3}が事前調査結果を都道府県等^{※4}へ報告することを義務付けます。(施行:令和4年4月~)
- ✓ 事前調査に関する記録を作成し、一定期間保存^{※5}することを義務付けます。

作業記録の作成・保存

- ✓ 必要な知識を有する者^{※6}による取り残しの有無等の確認を義務付けます。
- ✓ 作業記録の作成・保存^{※7}を義務付けます。
- ✓ 作業結果の発注者への報告を義務付けます。

※1 新たに規制対象となる石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材に係る工事については作業実施の届出の対象から除外。

※2 建築物石綿含有建材調査者又は法施行前に日本アスベスト調査協会に登録されている者

※3 元請事業者または自主施工者

※4 都道府県、大気汚染防止法の政令市など。

※5 解体等工事終了後3年間保存

※6 石綿作業主任者、※2の事前調査の必要な知見を有する者

※7 解体等工事終了後3年間保存

1 大気汚染防止法の改正について

元請業者及び**自主施工者**

(抜粋)大防法第18条の15第6項

解体等工事の**元請業者**又は**自主施工者**は、～中略～**当該調査の結果を都道府県知事に報告しなければならない。**

調査後、遅滞なく報告！



事前調査の信頼性の確保

- ✓ 事前調査の方法を法定化します。
(書面調査、目視調査及び分析調査)
- ✓ 「必要な知識を有する者^{※2}」による事前調査の実施を義務付けます。

(施行:令和5年10月～)

- ✓ 一定規模以上の建築物等について、石綿含有建材の有無にかかわらず、元請業者等^{※3}が事前調査結果を都道府県等^{※4}へ報告することを義務付けます。

(施行:令和4年4月～)

- ✓ 事前調査に関する記録を作成し、一定期間保存^{※5}することを義務付けます。

1 大気汚染防止法の改正について

事前調査結果の報告が必要な工事



解体工事
床面積合計80m²以上



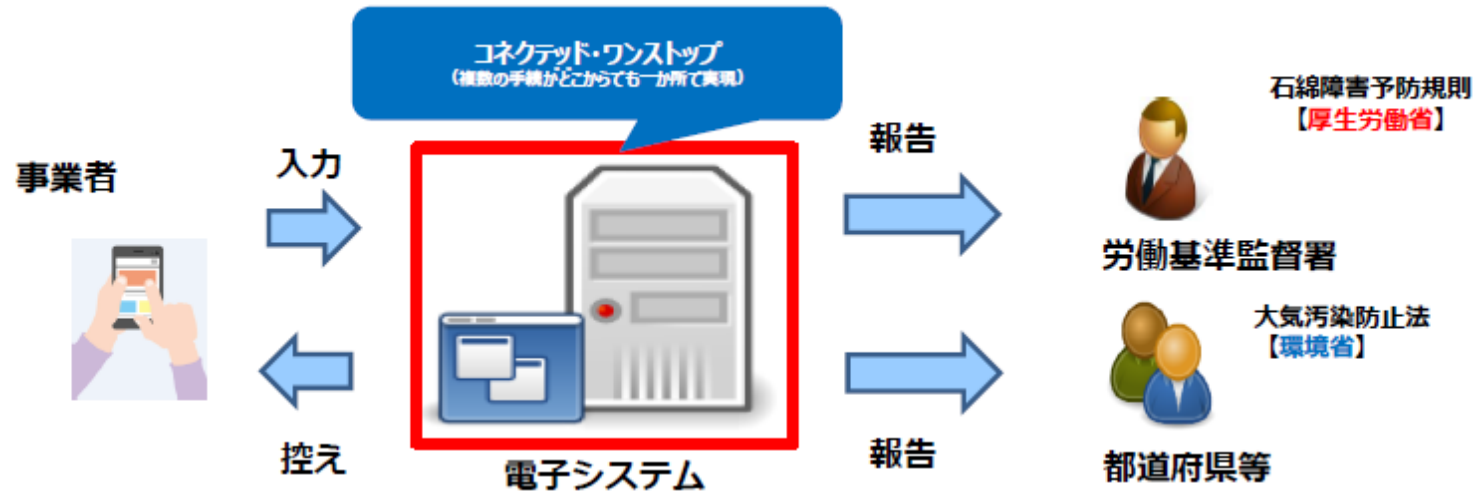
建築物の改造・補修工事
請負代金合計100万円以上
(材料費・消費税を含む。)



工作物※の解体・改造等工事
請負代金合計100万円以上
(材料費・消費税を含む。)

※環境大臣が定めるものに限る

1 大気汚染防止法の改正について



事前調査結果は、現在整備中の電子システムにより報告

2 事前調査結果の報告義務化について

「石綿事前調査結果報告システム」

<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/>



- ①電子による申請
- ②保存済み情報からコピー申請可能
- ③複数工事の一括申請
- ④現場掲示資料の作成

2 事前調査結果の報告義務化について

石綿事前調査結果報告システムの利用には、
事前に以下の作業が必要

1 電子機器の準備

2 「GビズID」の取得

2 事前調査結果の報告義務化について

1 電子機器の準備



電子機器

- ・パソコン
- ・タブレット など

ブラウザ

- ・Google Chrome
- ・Internet Explorer など

パソコン・スマートフォンの準備

パソコンまたはスマートフォンが必要です	
端末	 パソコン  スマートフォン (タブレット)
OS	Windows / Linux iOS(iPadOS) / Android OS
ブラウザ	Google Chrome / Safari Internet Explorer など

電子申請を行うためには、上記の条件を満たすパソコンまたはスマートフォンが必要です。なお、フィーチャーフォン(ガラケー)はご利用いただけません。

2 事前調査結果の報告義務化について

2 「GビズID」の取得

GビズIDとは？

法人・個人事業者向け共通認証
システム

※デジタル庁HPから抜粋

➡ デジタル庁 gBizID画面トップ
「<https://gbiz-id.go.jp/top/>」

GビズIDの取得

どちらかのGビズIDの取得が必要です

gBizID プライム

- 新規申請・下書き保存
- 一括申請
- 支店・支社等の管理

おすすめ 支店がある大規模事業者
報告数が多い事業者

gBizID エントリー

- 新規申請・下書き保存
- ×一括申請
- ×支店・支社等の管理

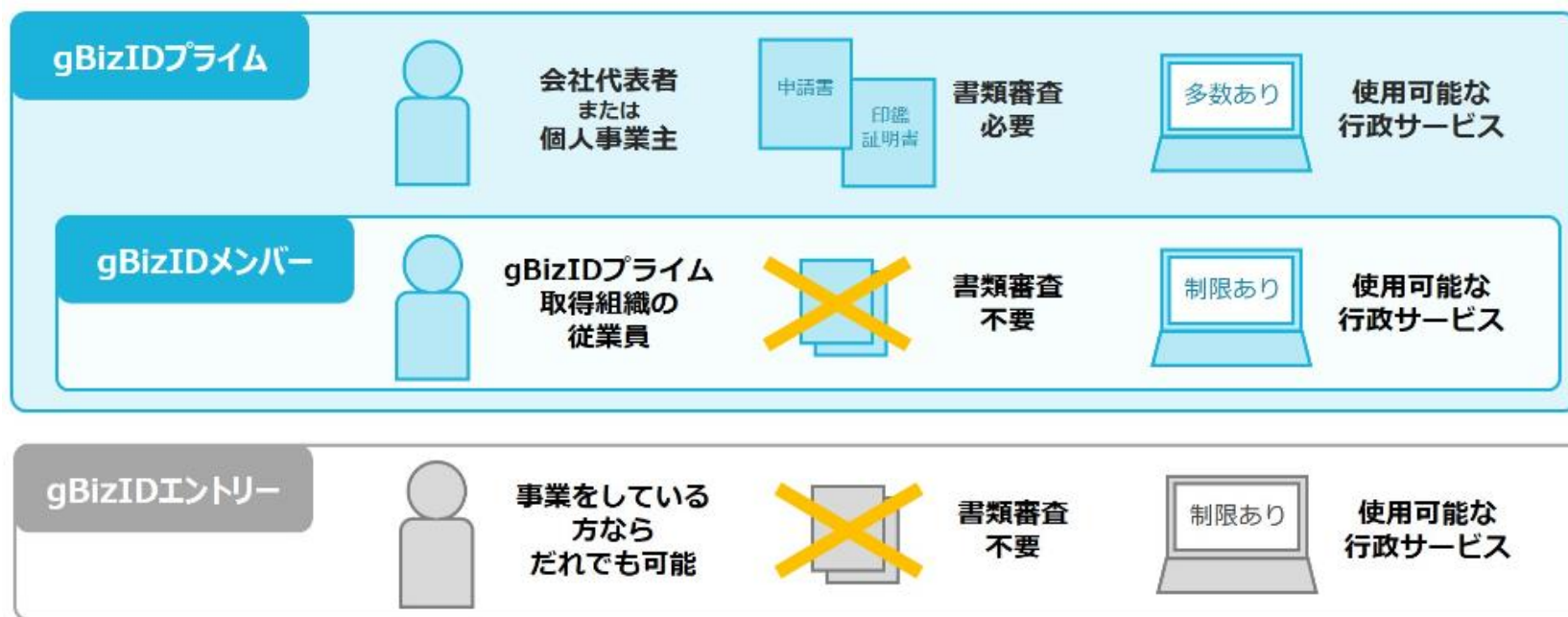
おすすめ 報告数が少ない事業者
個人事業主

OR

ログインにはGビズIDを利用します。GビズIDには「プライム」「エントリー」の2種類があり、複数工事を一括申請するためには「プライム」アカウントの取得が必要です。

2 事前調査結果の報告義務化について

2 「GビズID」の取得



2 事前調査結果の報告義務化について

2 「GビズID」の取得

	対象	発効までの期間	書類審査	一括申請	メンバー登録
プライム	会社代表者 個人事業主	約1～ 2週間	必要	可能	支店等の管理 が可能
エントリー	事業をしている方	約30～ 60分	不要	不可	支店等の管理 不可

2 事前調査結果の報告義務化について

石綿事前調査結果報告システム 動画マニュアル（2022年4月1日制度スタート！）

（参考）システム利用方法について
→解説動画を掲載

- ・ [【システムへのログイン、①元方（元請）事業者の入力 編】](#)
- ・ [【②請負事業者の入力、③事前調査結果の入力 編】](#)
- ・ [【④申請内容の確認、⑤登録完了 編】](#)
- ・ [【登録済み申請情報の検索・変更 編】](#)

環境省HP （石綿）事前調査結果の報告について
http://www.env.go.jp/air/asbestos/post_87.html

3 その他

調査を適切に行うために必要な知識を有する者による事前調査の義務化(令和5年10月1日～)

事前調査を行うことができる者

- ①特定建築物石綿含有建材調査者（特定調査者）
- ②一般建築物石綿含有建材調査者（一般調査者）
- ③一戸建て等石綿含有建材調査者（一戸建て等調査者）^{※3}
- ④令和5年9月30日以前に（一社）日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き登録されている者。



資格者等による調査の義務付けは、令和5年10月1日から施行されます。※事前調査自体は令和5年9月以前でも行う必要があります。建築物（建築設備を含む）の解体・改修工事を行う事業者や事前調査を請負う事業者は計画的に資格者の育成を進めてください。

- ※1 解体工事のほか、建築物の模様替・修繕等の改修工事、建築設備の取付・取外し・修理等の工事も含まれます。
- ※2 石綿含有建材が使用されているか否かを確認するための調査であり、設計図書等の書面調査と現地での目視調査の両方を行う必要があります。それでも明らかにならなかった場合、分析による調査を行うか使用しているものとみなすことになります。
- ※3 一戸建て等調査者は一戸建て住宅や共同住宅の住戸の内部のみ事前調査を行うことができます。

3 その他

右記の機関にて講習実施

※講習実施状況等は、講習登録機関のウェブサイトをご確認ください。

資格を取得するためには、登録講習機関が実施する講習を受講し修了する必要があります。

登録講習機関 (令和3年7月末現在)

- ◆ (一社) 日本環境衛生センター
- ◆ (一社) 環境科学対策センター
- ◆ 建設業労働災害防止協会
- ◆ (一社) 日本石綿講習センター
- ◆ 中央労働災害防止協会 東京安全衛生教育センター
- ◆ 中央労働災害防止協会 大阪安全衛生教育センター
- ◆ (一社) 茨城労働基準協会連合会
- ◆ (一社) 三重労働基準協会連合会
- ◆ (公社) 石川県労働基準協会連合会
- ◆ (公社) 東京労働基準協会連合会
- ◆ (一社) 企業環境リスク解決機構
- ◆ 建設業労働災害防止協会 神奈川支部
- ◆ (株) 安全教育センター
- ◆ 建設業労働災害防止協会 宮城県支部
- ◆ 建設業労働災害防止協会 新潟県支部
- ◆ 建設業労働災害防止協会 長野県支部
- ◆ 建設業労働災害防止協会 愛知県支部
- ◆ 建設業労働災害防止協会 千葉県支部
- ◆ (公社) 岩手労働基準協会

講習の詳細や最新の登録講習機関情報は、厚生労働省のウェブサイトからご確認ください。
※最新の登録状況は各都道府県労働局にお問い合わせください



3 その他

解体等工事を行う現場市町	届出窓口	解体等工事を行う現場市町	届出窓口
桑名市、いなべ市 木曾岬町、東員町	桑名地域防災総合 事務所環境室	松阪市、多気町 明和町、大台町	松阪地域防災総合 事務所環境室
菰野町、朝日町 川越町	四日市地域防災総合 事務所環境室	伊賀市、名張市	伊賀地域防災総合 事務所環境室
四日市市 (R4.4.1～市内の作業 全て市が窓口に)	四日市市 環境部環境保全課	伊勢市、鳥羽市、志摩市 玉城町、度会町、大紀町 南伊勢町	南勢志摩地域活性化局 環境室
鈴鹿市、亀山市	鈴鹿地域防災総合 事務所環境室	尾鷲市、紀北町	紀北地域活性化局 環境室
津市	津地域防災総合 事務所環境室	熊野市、御浜町 紀宝町	紀南地域活性化局 環境室



ありがとうございました。